

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月27日
【発行者（受託者）名称】	株式会社りそな銀行
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩 永 省 一
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町2丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	りそな銀行 信託年金サポート部 グループリーダー 並 木 哲 雄
【電話番号】	03(6704)2111(代表)
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	実績配当型金銭信託(信託のチカラ)りそな日本国債オープン
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】	1兆円を上限とします。 ただし、運用に支障が出るのが想定される場合には、上記の上限金額にかかわらず募集を停止させていただくことがあります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

実績配当型金銭信託(信託のチカラ)りそな日本国債オープン(以下、当信託)は、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に、指定単独運用信託を通じて、主に日本国債を投資対象として運用を行ってまいりましたが、長期間にわたり信託報酬等を上回る収益を獲得することが困難な状況が続き、今後も、日本国債のマーケット環境は金利の上昇圧力が高まる局面が続くことが予想されることから、当信託について支払停止および強制終了を行い、信託を終了することを予定しております。

これに伴い、2024年3月24日に提出いたしました募集事項等記載書面および有価証券報告書(2024年9月24日に提出した有価証券届出書の訂正届出書による訂正を含み、以下これらを総称して「有価証券届出書」といいます。)のうち募集事項等記載書面の記載事項について、募集の停止に伴う所要の変更を行うため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

(下線部_____は訂正部分を示します。)

【証券情報】

【内国信託受益権の募集(売出)要項】

5 【給付の内容、時期及び場所】

(1) 受益者からの解約について

解約の受付

(訂正前)

当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)は、毎営業日を解約実行日として、受益者からその保有する当信託の受益権の全部または口数指定による一部解約の申し込みを受け付けます。ただし、支払停止()、強制終了決定後の他、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときには、解約の申し込みを受け付けないことがあり、または、受付済の解約を取消すことがあります。なお、当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)が受け付けた解約の申し込みは、当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)の同意なしに撤回することはできません。

<略>

(訂正後)

当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)は、毎営業日を解約実行日として、受益者からその保有する当信託の受益権の全部または口数指定による一部解約の申し込みを受け付けます。ただし、支払停止()、強制終了決定後の他、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときには、解約の申し込みを受け付けないことがあり、または、受付済の解約を取消すことがあります。なお、当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)が受け付けた解約の申し込みは、当社(代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店)の同意なしに撤回することはできません。

なお、下記(2) のとおり、2025年4月21日(月)以降、解約の申込みの受け付けを停止する予定です。

<略>

解約時の利益の課税上のお取扱い(1)

(訂正前)

<略>

(1) 課税上のお取扱いは、2024年8月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

<略>

(訂正後)

<略>

(1) 課税上のお取扱いは、2024年10月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

<略>

(2) 強制終了

強制終了

(訂正前)

当社は、上記(1) の支払停止を行った場合において必要があると認めたときは、合同運用対象信託に係るすべての信託契約を解約します(以下、「強制終了」といいます。)。

(訂正後)

当社は、上記(1)の支払停止を行った場合において必要があると認めるときは、合同運用対象信託に係るすべての信託契約を解約します(以下、「強制終了」といいます。)

なお、長期間にわたり信託報酬等を上回る収益を獲得することが困難な状況が続き、今後も、日本国債のマーケット環境は金利の上昇圧力が高まる局面が続くことが予想されることから、当社は、指定単独運用信託につき支払停止および強制終了を行うことを決定し、それに伴い、当信託についても、以下のスケジュールで支払停止および強制終了を行うことを決定しました。当信託の償還金は、あらかじめご指定いただいた当社(代理店において購入のお申込をされた場合は、当該代理店)における受益者名義の預金口座に入金することを予定しております。

<強制終了までの予定スケジュール>

予定日付	事項	説明
2025年4月21日(月)	支払停止日	・解約のお申込みの受付を停止いたします。 ・当該日以降、一括償還期日(2025年5月1日(木)予定)まで当信託の解約のお申込みは一切できません。
2025年4月21日(月) ~2025年4月25日(金)	(支払停止期間)	・指定単独運用信託に属する資産(日本国債)の売却、換金等が行われます。
2025年4月25日(金)	臨時計算日	・受益者にお支払いする償還金の金額を確定します。
2025年5月1日(木)	一括償還期日	・ご指定いただいている預金口座に償還金を入金いたします。

(注)上記スケジュールは2024年11月27日時点の予定となります。

国債市場の混乱、解約のお申込みの状況等により上記スケジュールにおける支払停止日よりも前に、当信託の信託約款に定める支払停止事由が生じた場合には、支払停止日、臨時計算日および一括償還期日の前倒し等により、上記スケジュールが変更となる場合があります。

<略>

強制終了時の利益の課税上のお取扱い(1)

(訂正前)

<略>

(1) 課税上のお取扱いは、2024年8月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

<略>

(訂正後)

< 略 >

- (1) 課税上のお取扱いは、2024年10月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

< 略 >

(3) 当社からの解約について

解約時の利益の課税上のお取扱い(1)

(訂正前)

< 略 >

- (1) 課税上のお取扱いは、2024年8月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

< 略 >

(訂正後)

< 略 >

- (1) 課税上のお取扱いは、2024年10月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

< 略 >

(4) 収益金について

収益金の課税上のお取扱い()

(訂正前)

< 略 >

- () 課税上のお取扱いは、2023年8月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

(訂正後)

< 略 >

- () 課税上のお取扱いは、2024年10月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

9 【申込期間及び申込取扱場所】

(1) 申込期間

（訂正前）

継続申込期間：2024年3月23日から2025年3月24日までです。

申込期間最終日のお申し込みの取扱は、午後3時までとさせていただきます。

なお、申込期間は、上記期間満了前に募集事項等記載書面ならびに有価証券報告書（当該募集事項等記載書面の提出日の属する当信託の受益権の特定期間の直前の特定期間に係るもの）およびその添付書類を併せて提出することにより更新されます。

（訂正後）

継続申込期間：2024年3月23日から2024年12月25日までです。

申込期間最終日のお申し込みの取扱は、午後3時までとさせていただきます。

（注）募集停止が決定したため、申込期間は2024年12月25日までとなり、申込期間の更新は行われません。